

令和6年度実施
大学機関別認証評価
評価報告書

帯広畜産大学

令和7年3月

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構

目次

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が実施した大学機関別認証評価について	i
I 認証評価結果	1
II 基準ごとの評価	2
領域1 教育研究上の基本組織に関する基準	2
領域2 内部質保証に関する基準	4
領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準	7
領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準	10
領域5 学生の受入に関する基準	12
領域6 教育課程と学習成果に関する基準	13
付録1 認証評価共通基礎データ及び別紙一覧	
付録2 根拠資料一覧	
自己評価書	

1. 令和6年度に機構が実施した大学機関別認証評価について

1 評価の目的

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）が、大学からの求めに応じて実施する、大学の教育研究活動等の総合的な状況に関する評価（以下「大学機関別認証評価」という。）の目的は以下のとおりです。

- ・ 大学の教育研究活動等の質を保証すること。
- ・ 大学それぞれの目的を踏まえて教育研究活動等の質の向上及び改善を促進し、個性を伸長すること。
- ・ 大学の教育研究活動等の状況について、社会の理解と支持が得られるよう支援すること。

2 評価の実施体制

評価を実施するにあたっては、国・公・私立大学の関係者及び社会、経済、文化等各方面の有識者からなる大学機関別認証評価委員会（以下「評価委員会」という。）の下に、個別の大学の評価を実施するために、評価対象大学の状況に応じた評価部会等を編成し、評価を実施しました。

評価部会等には、対象大学の組織形態、教育研究内容等の状況に応じた各分野の専門家及び有識者を評価担当者として配置しました。

3 評価プロセスの概要

※ 評価は、おおむね以下のようなプロセスにより実施しました。

※ 令和6年度における実地調査（訪問調査）は、教育現場の視察及び学習環境の状況の現地調査と、大学関係者（責任者）等との面談のオンライン調査を併せて実施し、評価委員会において、従前に実施してきた実地調査と同等の調査であることを確認しました。

（1）大学における自己評価

各大学は、「自己評価実施要項」に従って、自己評価を実施し、自己評価書を作成しました。

（2）機構における評価

- ① 大学評価基準に定められた基準ごとに、自己評価書の内容の分析及び必要な事項の確認（書面調査）並びに訪問による実地調査（訪問調査）を踏まえ、その基準を満たしているか否かの判断を行うとともに、その理由を明示しました。
- ② 教育課程と学習成果に関する基準については、各教育課程の状況を踏まえて各学部・研究科等としての教育研究活動等の状況について分析し、それぞれの基準を満たしているか否かを判断しました。
- ③ 「改善を要する点」が認められた基準については満たしていないものと判断しました。
- ④ すべての基準を満たしている場合、大学評価基準に適合していると判断しました。満たしていない基準があった場合、すべての基準に係る状況を総合的に勘案して、大学として相応しい教育研究活動等の質を確保している状況が確認できた場合には大学評価基準に適

合していると判断しました。

- ⑤ 評価結果においては、大学評価基準に適合しているか否かの判断に併せて、「優れた点」を明示し、「改善を要する点」を指摘しました。重点評価項目として位置付ける内部質保証が優れて機能していると判断した場合には特に高く評価しました。

4 評価方法

評価は、書面調査及び訪問調査により実施しました。書面調査は、「評価実施手引書」に基づき、各大学が作成した自己評価書（根拠として提出された資料・データ等を含む。）の分析、及び機構が独自に調査・収集した資料・データ等により実施しました。訪問調査は、「訪問調査実施要項」に基づき、書面調査では確認できなかった事項等を中心に調査を実施しました。

5 評価のスケジュール

- (1) 機構は、令和5年6月に、国・公・私立大学の関係者に対し、大学機関別認証評価の仕組み、方法等について説明会を実施するとともに、自己評価担当者等に対し、自己評価書の記載等について研修会を実施しました。

また、令和5年9月までに申請した大学の求めに応じて、各大学の状況に即した自己評価書の作成に関する研修を実施しました。

- (2) 機構は、令和5年7月から9月にかけて申請を受け付け、最終的に以下の8大学の評価を実施しました。

○ 国立大学（6大学）

帯広畜産大学、筑波技術大学、東京学芸大学、東京芸術大学、富山大学、政策研究大学院大学

○ 私立大学（2大学）

大阪女学院大学、放送大学

- (3) 機構は、令和6年6月に、評価担当者が共通理解の下で公正、適切かつ円滑にその職務が遂行できるよう、評価の目的、内容及び方法等について研修を実施しました。

- (4) 機構は、令和6年6月末までに、対象大学から自己評価書の提出を受けました。

※ 自己評価書提出後の対象大学の評価は、次のとおり実施しました。

令和6年		
7月		書面調査の実施
8月		評価部会の開催（書面調査による分析結果の整理、訪問調査での確認事項及び訪問調査での役割分担の決定）
10月～11月		訪問調査の実施（書面調査では確認できなかった事項等を中心に対象大学の状況を調査）
令和7年		
1月		評価部会の開催（評価結果（原案）の作成）

- (5) 機構は、これらの調査結果を踏まえ、令和7年1月に評価委員会で評価結果（案）を決定しました。

(6) 機構は、対象大学に対して評価結果（案）に対する意見の申立ての機会を設け、令和7年3月の評価委員会での審議を経て最終的な評価結果を確定しました。

6 評価結果

令和6年度に認証評価を実施した8大学のすべてが、機構の定める大学評価基準に適合していると評価されました。

7 評価結果の公表

評価結果は、対象大学及びその設置者に提供するとともに、文部科学大臣に報告します。また、対象大学ごとに「令和6年度実施大学機関別認証評価 評価報告書」として、ウェブサイト (<https://www.niad.ac.jp/>) への掲載等により、広く社会に公表します。

8 大学機関別認証評価委員会委員及び専門委員（令和7年3月現在）

(1) 大学機関別認証評価委員会

アリソン・ピール	オックスフォード大学日本事務所代表
川嶋 太津夫	大阪大学特任教授（常勤）・ スチューデント・ライフサイクルサポートセンター長
加藤 映子	大阪女学院大学長
後藤 ひとみ	北海道教育大学理事
近藤 倫明	大学教育質保証・評価センター代表理事
○ 清水 一彦	松本大学・松本大学松商短期大学部学長
高田 邦昭	群馬県公立大学法人理事長
高橋 哲也	公立大学法人大阪理事、大阪公立大学副学長
戸田山 和久	大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
鳥居 朋子	立命館大学教育開発推進機構教授
中根 正義	芝浦工業大学柏中学高等学校長
根本 武	アクセンチュア株式会社ビジネスコンサルティング本部 マネジング・ディレクター
◎ 日比谷 潤子	国際基督教大学名誉教授
藤田 佐和	高知県立大学看護学部教授
前田 早苗	千葉大学名誉教授
松本 美奈	Qラボ代表理事、ジャーナリスト、上智大学特任教授
三浦 浩喜	福島大学長
光田 好孝	大学改革支援・学位授与機構教授
山口 宏樹	大学入試センター理事長
吉田 文	早稲田大学教授

※ ◎は委員長、○は副委員長

(2) 大学機関別認証評価委員会運営小委員会

近藤倫明	大学教育質保証・評価センター代表理事
高田邦昭	群馬県公立大学法人理事長
川嶋太津夫	大阪大学特任教授（常勤）・ スチューデント・ライフサイクルサポートセンター長
◎ 戸田山和久	大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
光田好孝	大学改革支援・学位授与機構教授

※ ◎は主査

(3) 大学機関別認証評価委員会評価部会

(第1部会)

石田朋靖	高崎健康福祉大学長
◎ 近藤倫明	大学教育質保証・評価センター代表理事
柴田潤子	神戸大学教授
高倉喜信	京都大学副学長、白眉センター長
高島忠義	愛知県立大学名誉教授
竹内淑恵	法政大学教授
竹内啓博	公認会計士、税理士
寺澤良雄	公認会計士
戸田山和久	大学改革支援・学位授与機構教授研究開発部長
花屋実	群馬大学理事・副学長・教授
原田信志	熊本大学名誉教授
藤田佐和	高知県立大学看護学部教授
松原仁	京都橘大学教授
光田好孝	大学改革支援・学位授与機構教授
三矢麻理子	公認会計士
山岡洋	桜美林大学教授
山口正洋	高知大学教授
湯川嘉津美	上智大学特別契約教授

(第2部会)

石川准	静岡県立大学名誉教授
岩附信行	東京科学大学副理事・教授
加藤映子	大阪女学院大学長
後藤ひとみ	北海道教育大学理事
鳶田敏行	大学改革支援・学位授与機構教授
◎ 高田邦昭	群馬県公立大学法人理事長
竹内啓博	公認会計士、税理士
寺澤良雄	公認会計士
戸田山和久	大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
中村泰之	名古屋大学教授
三浦浩喜	福島大学長

光 田 好 孝 大学改革支援・学位授与機構教授
三 矢 麻理子 公認会計士
湯 川 嘉津美 上智大学特別契約教授

※ ◎は部会長

(4) 大学機関別認証評価委員会内部質保証専門部会

浅 野 茂 山形大学教授
◎ 川 嶋 太津夫 大阪大学特任教授（常勤）・スチューデント・
ライフサイクルサポートセンター長
小 湊 卓 夫 九州大学准教授
渋 井 進 大学改革支援・学位授与機構教授
鴛 田 敏 行 大学改革支援・学位授与機構教授
末 次 剛健志 長崎大学学生支援部留学支援課長
○ 高 橋 哲 也 公立大学法人大阪理事、大阪公立大学副学長
戸田山 和 久 大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
新 田 早 苗 琉球大学後援財団常務理事
林 隆 之 政策研究大学院大学教授
前 田 早 苗 千葉大学名誉教授
光 田 好 孝 大学改革支援・学位授与機構教授
毛 内 嘉 威 秋田公立美術大学理事・副学長
山 本 幸 一 明治大学研究推進部研究知財事務室副参事

※ ◎は部会長、○は副部会長

2. 評価結果について

「Ⅰ 認証評価結果」

「Ⅰ 認証評価結果」では、評価対象大学の教育研究等の総合的な状況が機構の定める大学評価基準に適合しているか否かを判断し、その旨及び判断の理由を記述しています。加えて、重点評価項目として位置付ける基準2－3において、内部質保証が優れて機能していると判断した場合には、その旨及び判断の理由として、「内部質保証が優れて機能している点」を記述しています。

大学評価基準の判断については、基準1－1から基準6－8の27基準すべてを満たしている場合には、大学評価基準に適合しているとし、27基準のうち、満たしていないものがあつた場合には、すべての基準に係る状況を総合的に勘案して、大学として相応しい教育研究活動等の質を確保している状況を確認の上、満たしているか否かの判断をし、その旨及び「改善を要する点」を記述しています。

ただし、重点評価項目として位置付ける基準2－1又は基準2－2を満たしていない場合には、大学評価基準に適合していないと判断し、その旨及び「改善を要する点」を記述しています。

また、上記結果と併せて、対象大学の目的に照らして、「優れた点」についても、記述しています。

「Ⅱ 基準ごとの評価」

「Ⅱ 基準ごとの評価」では、基準1－1から基準6－8において、当該基準を満たしているか否かの「評価結果」、「評価結果の根拠・理由」を記述しています。なお、当該基準を満たしていない場合には、「改善を要する点」を記述しています。

「Ⅲ 意見の申立て及びその対応」

「Ⅲ 意見の申立て及びその対応」では、評価結果の確定前に対象大学に通知した評価結果(案)に対しての意見の申立ての内容を転載するとともに、その対応を記述しています。なお、意見の申立てがない場合には、記載はありません。

※ 対象大学ごとの評価結果における用字用語の選択は、社会からの理解と支持が得られるよう支援する観点から、機構による評価結果における一貫性を重視して行っているため、大学固有の表現と一致しない場合があります。

I 認証評価結果

帯広畜産大学の教育研究等の総合的な状況は、大学改革支援・学位授与機構が定める大学評価基準に適合している。

【判断の理由】

大学評価基準を構成する 27 の基準をすべて満たしている。

また、優れた点として、次のことが挙げられる。

- 大学の重要なステークホルダーである学生の意見を教育改善に反映させるため、令和4年度に「帯広畜産大学大学教育センターにおける学生の大学運営への参加に関する実施要項」を制定し、大学教育センター内の各種会議において学生が参加できる体制を整備している。この制度に基づいて、令和5年度には、計16名の学生が3つの会議に参加し、学生目線での改善意見を出している。学生からの改善意見を踏まえて、大学院における履修期間の見直しや合同企業研究会における種々の改善等が実施されている。(基準2-2)

(第三者による評価結果の活用について)

基準6-1から6-8までの各基準に係る教育課程と学習成果の状況を分析するにあたり、畜産学部共同獣医学課程について、欧州獣医学教育機関協会による国際認証及び大学基準協会による獣医学教育評価の、それぞれの直近の評価の結果をもって、各基準の自己評価に代えている。また、畜産学部及び畜産学研究科について、国立大学法人等の第3期中期目標期間における教育研究の状況の評価(4年目終了時)の結果をもって各基準の自己評価に代えている。これらの評価結果について、認証評価委員会は、信頼できる第三者評価機関が領域6の各基準の内容を含めて評価したものであると認めている。

II 基準ごとの評価

領域1 教育研究上の基本組織に関する基準

基準1-1 教育研究上の基本組織が、大学等の目的に照らして適切に構成されていること

【評価結果】 基準1-1を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

大学及びそれぞれの組織の目的を達成するために、以下の1学部及び1研究科を置いている。

[学士課程]

- ・畜産学部（2課程：畜産科学課程、共同獣医学課程）

[大学院課程]

- ・畜産学研究科（博士前期課程1専攻：畜産科学課程専攻、博士後期課程1専攻：畜産科学課程専攻、博士課程1専攻：獣医学専攻）

平成30年度に、特定分野だけの専門性では解決が難しい課題に対し、獣医学・農畜産学の幅広い知識と国際的な視点を持って地球規模課題等の解決を担う人材を養成するために、畜産学研究科を改組している。

基準1-2 教育研究活動等の展開に必要な教員が適切に配置されていること

【評価結果】 基準1-2を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

教員数は、認証評価共通基礎データ様式1のとおり、大学設置基準等各設置基準に定められた必要教員数以上が配置されている。

教員の年齢及び性別の構成は、別紙様式1-2-2のとおり、著しく偏っていない。

基準1-3 教育研究活動等を展開する上で、必要な運営体制が適切に整備され機能していること

【評価結果】 基準1-3を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

教員は、研究域に所属し、専門性に応じて学士課程、大学院課程の教育に従事している。

教育研究に係る責任者として、畜産学部に学部教育部長、畜産学研究科については大学院教育部長を置いている。

教育活動に係る事項を審議する組織として、教授会、教授会の代議員会として大学教育センター学部教育部会議、大学教育センター大学院教育部会議、大学教育センター入試部会議を置いている。

学部及び研究科の教授会は、学長が指名する副学長及び専任教授から構成され、学校教育法第93

条に規定される事項等を審議している。代議員会である大学教育センター学部教育部会議は、学部教育部長、副学部教育部長、大学教育センターの専任教員、基盤教育主任、共通教育主任、各ユニット長、部門長及び分野長のうちから若干人、別科主任、及びその他学部教育部長が必要と認めた職員から構成され、大学教育センター大学院教育部会は、大学院教育部長、副大学院教育部長、大学教育センターの専任教員、各専攻長、コース長、畜産衛生学位プログラム主任、及びその他大学院教育部長が必要と認めた職員から構成され、大学教育センター入試部会議は、入試部長、副入試部長、各専攻長、各ユニット長、別科主任、及びその他入試部長が必要と認めた職員から構成され、学校教育法第93条に規定される事項等のうち担当する協議事項を審議している。

教授会等は、令和5年度には、別紙様式1-3-2のとおり開催されている。

教育研究評議会は、北海道国立大学機構の理事長、学長、理事長又は学長が指名する機構の理事（機構の大学総括理事を除く。）、学長が指名する副学長、部門長、分野長、グローバルアグロメディシン研究センター長、原虫病研究センター長、産学連携センター長、畜産フィールド科学センター長、動物医療センター長、動物・食品検査診断センター長、農学情報基盤センター長、高度人材共創センター長、附属図書館長から構成され、教育研究に関する重要事項を全学的見地から審議している。令和5年度には、別紙様式1-3-3のとおり開催されている。

領域 2 内部質保証に関する基準

基準 2-1 【重点評価項目】内部質保証に係る体制が明確に規定されていること

【評価結果】 基準 2-1 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

機関別内部質保証体制は以下のように整備されている。

学長を統括責任者とし、教育担当、研究担当、管理運営担当それぞれの副学長 3 名を自己点検・評価の責任者、同じく教育担当、研究担当、管理運営担当の副学長 3 名をそれぞれの領域における改善及び向上活動の責任者としている。この体制における中核的な審議機関は運営戦略会議であり、その役割分担は北海道国立大学機構における内部質保証に関する規程及び内部質保証に関する自己点検・評価要項に明確に定めている。中核的な審議機関である運営戦略会議は、内部質保証体制を機能させるために情報を共有する必要がある学長、副学長、事務部長等によって構成している。なお、自己評価書提出時点では、内部質保証に関する規程、内部質保証に関する自己点検・評価要項、及び教育の自己点検・評価実施要領が明確に定められていなかったが、令和 6 年 8 月までに定められている。

それぞれの教育研究上の基本組織によって、すべての教育課程の質保証に責任をもつ体制を以下のように整備している。

畜産学部においては、学部教育部長を責任者としてその質保証を行っている。

畜産学研究科においては、大学院教育部長を責任者としてその質保証を行っている。

施設設備に関する内部質保証体制は、以下のように整備している。

施設及び設備全般については、管理運営担当副学長を責任者として機能強化推進本部が、学習環境については、大学教育センター長を責任者として大学教育センターが、情報設備及び附属図書館については、管理運営担当副学長を責任者として機能強化推進本部が分担して質保証を行っている。その役割分担は、内部質保証に関する自己点検・評価実施要項によって定めている。

学生支援に関する内部質保証体制は、以下のように整備している。

学生支援、授業の評価・改善、学生相談等に関する重要事項については、大学教育センター長を責任者として大学教育センターが、質保証を行っている。その役割分担は、内部質保証に関する自己点検・評価実施要項によって定めている。

学生受入に関する内部質保証体制は、以下のように整備している。

入学者の選抜に関することについては、大学教育センター長を責任者として大学教育センターが、質保証を行っている。その役割分担は、内部質保証に関する自己点検・評価実施要項によって定めている。

基準 2-2 【重点評価項目】内部質保証のための手順が明確に規定されていること

【評価結果】 基準 2-2 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学位授与方針が大学等の目的に則して定められていること、教育課程方針が大学等の目的及び学位授与方針と整合性をもって定められていること、学習成果の達成が授与する学位に相応しい水準になっていることを内部質保証体制において確認する手順は、教育の自己点検・評価実施要領に定めている。

同様に、すべての教育課程ごとに、基準6-3から基準6-8に照らした判断を行うことを教育の自己点検・評価実施要領に定めている。

また、施設設備、学生支援、学生受入についても同様に、教育の自己点検・評価実施要領に定めている。

関係者（学生、卒業（修了）生等）からの意見聴取については、教育組織のアセスメント・ポリシーを定め、定期的実施することとしている。

機関別内部質保証体制において共有、確認された自己点検・評価結果を踏まえた対応措置について検討、立案、提案する手順、承認された対応措置の計画を実施する手順及びその進捗を確認する手順は、すべての場合について、教育の自己点検・評価実施要領に定めている。

基準2-3 【重点評価項目】 内部質保証が有効に機能していること

【評価結果】 基準2-3を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

大学評価基準に則した自己点検・評価の継続的な実施には至っていないが、これまでの自己点検・評価活動及びその他の様々な評価等の結果に基づき課題点を抽出しており、それに基づく改善及び向上の取組を別紙様式2-3-1のとおり実施し、その多くの課題について、対応済みあるいは対応中の状況にある。

基準2-4 教育研究上の基本組織の新設や変更等重要な見直しを行うにあたり、大学としての適切性等に関する検証が行われる仕組みを有していること

【評価結果】 基準2-4を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学部又は研究科その他教育研究上の組織の新設・改廃等の重要な見直しは、教育研究評議会における審議ののち、北海道国立大学機構の役員会において審議、決定している。

基準2-5 組織的に、教員の質及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること

【評価結果】 基準2-5を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

教員の採用及び昇格等にあたって、教員選考規程、教員の人事基本方針、畜産学研究科資格審査

規程、畜産学研究科資格審査基準等を定め、経歴・業績、模擬授業、実技等を評価して、別紙様式 2-5-1 のとおり教員を採用・昇任させている。

年俸制適用教員に対する業績評価要領及び多元的業績評価実施要項を策定し、別紙様式 2-5-2 のとおり教員の教育活動、研究活動及びその他の活動に関する評価を継続的に実施している。

北海道国立大学機構帯広畜産大学年俸制適用教員給与規程及び年俸制適用教員に対する業績評価要領に基づき、各年俸制適用教員の実施業務等について、4段階により評価を行い、業績給や昇給を決定するなど、別紙様式 2-5-3 のとおり評価結果を教員の処遇等に反映している。

授業の内容及び方法の改善を図るため、別紙様式 2-5-4 のとおり、FD研修会、北海道大学・帯広畜産大学共同獣医学課程合同FD研修会等を組織的に実施している。

教育活動を展開するため、別紙様式 2-5-5 のとおりTA、教育活動の支援や補助等を行う職員、図書館の業務に従事する職員を配置し、活用している。

教育支援者、指導補助者（教育補助者）の質の維持・向上のため、別紙様式 2-5-6 のとおり、TA向けガイダンス（説明会）、特別修学支援室令和5年度FD・SD研修会、国立大学図書館協会地区協会助成事業を実施し、必要な質の維持、向上を図る取組を組織的に実施している。

領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準

基準3-1 財務運営が大学等の目的に照らして適切であること

【評価結果】 基準3-1を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

国立大学法人法等関係法令に基づき、運営法人である北海道国立大学機構が設置校帯広畜産大学のセグメント情報を記載した財務諸表並びに事業報告書、決算報告書並びに監査報告書及び会計監査報告書を作成し、文部科学大臣に提出され、その承認を受けている。

また、別紙様式3-1-2のとおり、教育研究活動に必要な予算を配分し、経費を執行している。

基準3-2 管理運営のための体制が明確に規定され、機能していること

【評価結果】 基準3-2を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

管理運営のために、役員会、経営協議会、教育研究評議会、運営戦略会議を設置している。

役員会は、理事長、理事により構成され、中期目標についての意見に関する事項、文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない事項、予算の作成及び執行並びに決算に関する事項、北海道国立大学機構が設置する国立大学の学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項、その他重要事項を審議している。

経営協議会は、理事長、大学総括理事、理事長が指名する理事、理事長が指名する副理事、役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するもののうちから、北海道国立大学機構が設置する国立大学の教育研究評議会の意見を聴いて理事長が任命するものにより構成され、中期目標についての意見に関する事項のうち北海道国立大学機構の経営に関するもの、中期計画に関する事項のうち、機構の経営に関するもの、学則(機構の経営に関する部分に限る。)、会計規程、役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準、職員の給与及び退職手当の支給の基準その他の経営に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項、予算の作成及び執行並びに決算に関する事項、組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項、その他機構の経営に関する重要事項を審議している。

運営戦略会議は、学長、副学長、事務部長、その他学長が必要と認めた職員により構成され、運営、教育研究その他必要な活動に関し、その改善及び充実を図るための事項を審議している。

法令遵守に係る取組及び危機管理に係る取組については、別紙様式3-2-2のとおり、体制を整備している。

情報公開、個人情報保護、公益通報者保護、ハラスメント防止、安全保障輸出管理、生命倫理、動物実験、遺伝子組換え実験等、病原体等、特定病原体等及び監視伝染病病原体取扱の法令遵守事項について規定し、責任・実施体制を整備している。情報公開、個人情報保護、公益通報者保護、ハラスメント防止は企画総務課、安全保障輸出管理、生命倫理、動物実験・遺伝子組換え実験等・病原体等、特定病原体等及び監視伝染病病原体取扱は研究支援課が責任部署となっている。

危機管理として、防火・防災、情報セキュリティ、研究費等不正使用、研究活動に係る不正行為防止、学生危機対応について規定し、責任・実施体制を整備している。防火・防災は管理課施設管理室、情報セキュリティは情報管理課、研究費等不正使用、研究活動に係る不正行為防止は研究支援課、学生危機対応は学生支援課が責任部署となっている。

基準 3-3 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること

【評価結果】 基準 3-3 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

事務組織規程に基づき、事務組織を設置している。

別紙様式 3-3-1 のとおり、常勤 56 人、非常勤 48 人を配置している。

基準 3-4 教員と事務職員等との役割分担が適切であり、これらの者の間の連携体制が確保され、能力を向上させる取組が実施されていること

【評価結果】 基準 3-4 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

別紙様式 3-4-1 のとおり、教員及び事務職員等が化学物質等管理委員会、安全保障輸出管理委員会、大学教育センター運営会議、特別修学支援室、広報室会議等の構成員として協働して意思決定に参加している。

管理運営に従事する教職員の能力の質の向上に寄与するため、別紙様式 3-4-2 のとおり、情報セキュリティ研修会 (368 人参加)、防災研修 (353 人参加)、ハラスメント防止研修 (346 人参加) 等を実施している。

基準 3-5 財務及び管理運営に関する内部統制及び監査の体制が機能していること

【評価結果】 基準 3-5 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

国立大学法人法に基づき、北海道国立大学機構に監事 4 人 (常勤 1 人、非常勤 3 人) を置いている。監事は、北海道国立大学機構監事監査規程に基づき、監査計画を作成の上、業務及び会計監査を実施し、北海道国立大学機構の理事長に報告を行っている。

会計監査人による監査については、文部科学大臣が選任した会計監査人により実施している。

内部監査については、他の部門から独立した北海道国立大学機構の監査室が、北海道国立大学機構監査室内部監査規程に基づき、財産の保全及び経営効率の向上を図り内部監査を行っている。監査室は、内部監査監査計画書を作成し、監査終了後は、監査報告書を作成し、北海道国立大学機構の理事長に報告している。

監事、監査室は、学長、副学長、事務部長等と大学実地監査結果について意見交換を行い、また、

監査室陪席のもと会計監査人は、学長、副学長、事務部長等とディスカッションを開催し、意見交換を行い、情報共有や相互連携を図っている。

基準 3-6 大学の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること

【評価結果】 基準 3-6 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

法令等が公表を求める事項を、別紙様式 3-6-1 のとおり公表している。

領域 4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準

基準 4-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること

【評価結果】 基準 4-1 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

帯広市稲田町に 1 キャンパスを有し、その校地面積は計 393,689 m²、校舎等の施設面積は計 31,323 m²であり、大学設置基準に定められた必要校地・校舎面積以上が確保されている。

法令が定める附属施設については、別紙様式 4-1-2 のとおり、畜産フィールド科学センター(牧場)、動物医療センター(家畜病院)を設置している。

別紙様式 4-1-3 のとおり、施設・設備における安全性について、配慮している。キャンパスの耐震化率は 100% である。バリアフリー化については、講義棟、研究棟等の主要な建物で実施し、ユニバーサルデザイン整備計画を策定し改善を行っている。安全防犯面については、外灯や防犯カメラを設置している。

I C T 環境については、学内ネットワークを整備し、活用している。

附属図書館については、稲田キャンパス内に設置しており、延面積 2,179 m²、閲覧座席数は 196 席である。原則として 9 時から 21 時まで開館している。令和 6 年 5 月 1 日現在の蔵書数は、図書 219,408 冊、学術雑誌 6,286 種、電子ジャーナル 6,211 種である。

自主的学習環境については、別紙様式 4-1-6 のとおり、大講義室や各講義室等が解放されているとともに、ラーニングコモンズ及びメディアルーム等が整備され、利用されている。

基準 4-2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること

【評価結果】 基準 4-2 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学生の生活、健康、就職等進路に関する相談・助言体制として、学生相談室、保健管理センター、就職支援室を設置し、別紙様式 4-2-1 のとおり対応している。各種ハラスメントに関しては、北海道国立大学機構ハラスメント及び性暴力等の防止等に関する規程等に基づき、学生相談室が相談窓口となり、ハラスメント相談員、ハラスメント審査委員会と連携しハラスメント相談や事実関係の調査に対応している。

54 団体が課外活動を行っており、そのための施設として、別紙様式 4-2-2 のとおり、体育館、グラウンド、アイスホッケー場等を整備し、運営資金補助や備品貸与等を行っている。

留学生への生活支援等は、学生支援課を中心に、外国人留学生ハンドブックの作成、チューターを配置するなど、別紙様式 4-2-3 のとおり体制を整備している。

障害のある学生への生活支援等は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づき要領等を定め、別紙様式 4-2-4 のとおり、相談・カウンセリング、特別修学支援等を行っている。

学生に対する経済面での援助は、別紙様式4-2-5のとおり、帯広畜産大学基金等による独自の奨学金、入学料・授業料の免除等を行っている。

領域5 学生の受入に関する基準

基準5-1 学生受入方針が明確に定められていること

【評価結果】 基準5-1を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学生受入方針については、畜産学部及び畜産学研究科において「求める学生像」及び「入学者選抜の基本方針」の双方が明示されている。なお、自己評価書提出時点では、学生受入方針が対外的には公表されていなかったが、令和6年10月までに公表している。

基準5-2 学生の受入が適切に実施されていること

【評価結果】 基準5-2を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学生受入方針に沿った学生を確保するために、別紙様式5-2-1のとおり入試を行っている。

実施体制については、大学教育センター入試部会議を置いている。

大学教育センター入試部入学者選抜方法研究室において、入学試験成績、調査書の成績と大学在学中の成績の相互関連に関する事項等について調査及び研究しており、また、大学教育センター入試部会議において、入学者選抜方法に関する事項等の審議等を行っている。具体的には、畜産学部一般選抜(前期日程・後期日程)における調査書の活用等の改善を行った。

基準5-3 実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること

【評価結果】 基準5-3を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

令和2年度から令和6年度の5年間の入学定員に対する実入学者数の比率の平均は、次のとおりである。

[学士課程]

・畜産学部：1.01倍

[博士前期課程畜産科学専攻]

・畜産学研究科：1.22倍

[博士後期課程畜産科学専攻]

・畜産学研究科：0.94倍

[博士課程獣医学専攻]

・畜産学研究科：1.24倍

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること

【評価結果】 基準6-1を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた国立大学法人等の第3期中期目標期間における教育研究の状況の評価（4年目終了時）の学部・研究科等の教育に関する現況分析結果（以下「現況分析結果」という。）を踏まえ、分析した結果、以下のとおりである。

畜産学部及び畜産学研究科において、学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定している。

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること

【評価結果】 基準6-2を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた現況分析結果を踏まえ、分析した結果、以下のとおりである。

畜産学部及び畜産学研究科において、教育課程方針に学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示しており、教育課程方針が学位授与方針と整合性を有している。なお、畜産学部及び畜産学研究科において、自己評価書提出時点には、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針が明示されていなかったが、令和6年11月までに教育課程方針を改正し、明示している。

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること

【評価結果】 基準6-3を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた現況分析結果を踏まえ、分析した結果、以下のとおりである。

畜産学部及び畜産学研究科において、教育課程の編成が、体系的を有しており、授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっている。

他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定においては、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めている。

畜産学研究科において、学位論文の作成等に係る指導に関し、指導教員を定めるなど明確な指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしている。なお、畜産学研究科において、自己評価書提出時点には、1年間の研究指導の計画を策定し学生にあらかじめ明示した上で指導するこ

とを定められていなかったが、令和6年11月までに大学院の指導教員及び研究題目・計画届に関する申合せを定めている。

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること

【評価結果】 基準6-4を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた現況分析結果を踏まえ、分析した結果、以下のとおりである。

大学として、1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっており、畜産学部及び畜産学研究科において、各科目の授業期間が原則として10週又は15週にわたるものとなっている。

畜産学部及び畜産学研究科の授業科目において、適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対してシラバスによって明示されている。なお、一部の授業科目について、自己評価書提出時点には、シラバスの記載内容が十分ではなかったが、令和6年11月までにシラバスの点検に関する申合せを定め、シラバスの記載状況を検証及び改善する体制が整備されている。

畜産学部及び畜産学研究科において、教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当している。

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること

【評価結果】 基準6-5を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた現況分析結果を踏まえ、分析した結果、以下のとおりである。

畜産学部及び畜産学研究科において、次のとおり履修指導、支援を行っている。

学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言を行っている。

学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援を行っている。

社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施している。

障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えている。

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること

【評価結果】 基準6-6を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた現況分析結果を踏まえ、分析した結果、以下のとおりである。

成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と

整合性をもって、大学として策定し、学生に周知している。なお、自己評価書提出時点には、改正された成績評価基準を学生に対して周知していなかったが、令和6年10月までに周知している。

畜産学部及び畜産学研究科において、成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、十分ではないと思われるものの組織的に確認している。

畜産学部及び畜産学研究科において、成績に対する異議申立て制度を組織的に設けている。

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業（修了）判定が実施されていること

【評価結果】 基準6-7を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた現況分析結果を踏まえ、分析した結果、以下のとおりである。

畜産学部及び畜産学研究科において、大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業（修了）要件を組織的に策定し、学生に周知している。

畜産学研究科においては、学位論文評価基準を組織として策定し、学生に周知している。

畜産学部及び畜産学研究科における卒業（修了）の認定を、策定した要件に則して組織的に実施している。

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること

【評価結果】 基準6-8を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた現況分析結果を踏まえ、分析した結果、以下のとおりである。

過去5年における標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率は、別紙様式6-8-1のとおり、就職及び進学の様子は、別紙様式6-8-2のとおりであり、畜産学部及び畜産学研究科について、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にある。